空き家の悩み、今解決。

解体費用の負担を軽減する**補助制度**をご活用ください。



解体費用の負担を軽減



市町村の補助金 ＋ 福島県の補助金 最大10万円

※補助実施の有無は市町村によって異なります。

補助対象となる空家の例



特定空家

（倒壊の恐れがある等、著しく状態が悪い空家）



旧耐震建築物

（昭和56年5月31日以前に建築された建物）

詳細は市町村のHPを御確認ください。

補助申請の流れ等については裏面を御覧ください ＞

福島県建築指導課　民間建築担当　024-521-7529
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/sundetukushima.html

空き家解体の補助は市町村が主体となって実施しており、
補助を受けようとする場合は、各市町村が定める要件等に合致する必要があります。
（補助制度を持っていない市町村もあります）



詳細は各市町村のホームページをご覧ください。

1 補助申請の流れ

1 市町村窓口に補助金の交付申請をして交付決定を受ける
（事前申込を要する市町村もあります）



2 住宅を解体する



3 完了実績報告を提出し、補助金が交付される



2 申請窓口



各市町村の担当課です。
窓口の一覧は福島県建築指導課のホームページに掲載しています。

福島県　空き家対策総合支援事業

※ 予算が上限に達した場合、年度途中でも打ち切りとなることがあります。
※ 詳細は申請前にお問い合わせください。

3 対象者、対象住宅

対象者　空家の所有者等（所有者等から同意を得た人も可）。

対象住宅　詳細は市町村のホームページを御覧ください。
（対象となる空き家の要件は市町村によって異なっており、特定空家（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定するもの）や不良住宅（住宅地区改良法第2条第4項に規定するもの）、昭和56年5月以前に建築した旧耐震建築物、抵当権が設定されていないこと、などの要件を定めています。）



4 対象経費、補助上限額

対象経費　空き家の解体に要する費用など
（詳細は市町村のホームページを御覧ください）。

補助上限額　市町村のホームページを御覧ください。



5 その他

市町村によっては、解体する施工業者を、県の解体工事業者の登録を受けていることや当該市町村に本店がある業者であること等の要件を設けているところもありますので、詳細は市町村のホームページなどを御覧ください。

問合せ先　福島県土木部 建築指導課民間建築担当　電話:024-521-7529

このリーフレットはChatGPT(GPT-5.6 Luna)により作成しました